

板橋区区民葬儀助成金交付要綱

令和8年3月23日 区長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、特別区区民葬儀実施要領2(1)に規定する区民葬儀(以下「区民葬儀」という。)を利用し、かつ次条に規定する指定火葬場(以下「指定火葬場」という。)を利用した区民の経済的負担軽減を図るため、板橋区区民葬儀助成金(以下「助成金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(指定火葬場)

第2条 指定火葬場の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、令和8年4月1日以降に指定火葬場で、死亡日において板橋区の住民基本台帳に登録されていた死亡者の火葬を執り行い、他の公的制度の適用を受けている料金を除く、最も低廉な火葬料金(以下「基準火葬料金」という。)を負担した者とし、当該死亡者の居住する区において当該助成金の申請を行うものとする。ただし、死亡者が死亡日において特別区の区域外に住所を有していた場合に限り、当該費用を負担した者が火葬を執り行った日において板橋区の住民基本台帳に登録されている場合は、当該者を助成対象者とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、特別区での平均的な火葬料金相当額と区民葬儀火葬料金相当額との差額から1,000円未満を切り捨てた額とし、1件につき死亡者が大人の場合は27,000円、満6歳以下の小人の場合は15,000円を限度とする。ただし、助成を行うことにより、区民葬儀における火葬料金を下回ることはないよう、基準火葬料金と区民葬儀火葬料金相当額との差額から1,000円未満を切り捨てた額が助成限度額に達しない場合はその額を助成額とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、火葬を執り行った日の翌日から起算して2年以内に、次に掲げる書類を区長に提出するものとする。

- (1) 板橋区区民葬儀助成金交付申請書兼請求書(別記第1号様式)
- (2) 区民葬儀取扱指定店(特別区区民葬儀実施要領5(4)の規定による指定を受けた葬儀店をいう。)が発行した葬儀代金の領収書(区民葬儀を利用したことが分かるもの。ただし、当該領収書に区民葬儀を利用したことが確認できる記載がない場合は、区民葬儀を利用した事実及びその種別が確認できる他の書類を併せて提出するものとする。)

- (3) 指定火葬場が発行した火葬料の領収書（宛名が申請者のものに限る。）
 - (4) この項の規定により申請を行った者（以下「申請者」という。）の本人確認書類
 - (5) 申請者名義の振込金融機関名及び口座番号等が分かる書類
- 2 前項各号に掲げる書類の提出は、区長が指定する窓口、郵送等により行うこととする。
- 3 第1項の申請に当たり、区長は、申請者が提出した書類が同項各号の記載内容を備えている場合には、同書類を同項各号の書類とみなすことができる。
- 4 申請者は、第1項の申請に当たり、申請に係る死亡者が板橋区の住民基本台帳に記録されていたことを確認できる書類を提出するものとし、申請者が第3条ただし書の規定に該当する場合は、死亡者が死亡日において特別区の区域外に住所を有していたこと及び火葬を執り行った者が板橋区の住民基本台帳に記録されていることを確認できる書類を提出するものとする。ただし、書類の内容について公簿等によりこれらを確認することができる区長が認めるときは、この限りでない。

（代理による申請及び受領）

- 第6条 申請者の代理人として前条の規定により助成金の交付申請をする者は、同条第1項各号に掲げる書類に委任状（別記第2号様式）及び代理人の本人確認書類を添えて区長に提出するものとする。この場合において、区長は、死亡者の代理人であることがわかる登記事項証明書その他区長が必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 2 申請者の代理人として助成金を受領しようとする者は、前条第1項第1号から第4号までに掲げる書類、委任状（別記第2号様式）、代理人の本人確認書類及び代理人名義の金融機関及び口座番号等が分かる書類を添えて区長に提出するものとする。

（助成金の交付決定）

- 第7条 区長は、前条の規定により申請書を受理した場合において、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、板橋区区民葬儀助成金交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者（代理申請の場合は委任者）に通知するものとする。
- 2 区長は、前条の規定により申請書を受理した場合において、その内容を審査し、助成金を交付しないと決定したときは、板橋区区民葬儀助成金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、申請者（代理申請の場合は委任者）に通知するものとする。

（助成金の交付）

- 第8条 区長は、前条第1項の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金を交付するものとする。
- 2 前項に規定する助成金の支給は、口座振込の方法により行うものとする。ただし、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していること又は金融機関の口座に振り込むことが困難である場合は、区長が指定する窓口において助成金を交付するものとする。

- 3 前項ただし書の規定により窓口で助成金の交付を受ける者は、本人確認書類を提示するものとする。
- 4 第2項ただし書の規定により窓口で助成金の交付を受けた者は、板橋区区民葬儀助成金領収書（別記第5号様式）を区長に提出しなければならない。

（助成金の返還）

- 第9条 区長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者に対して助成金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 区長は、前項の規定により助成金の交付を取り消した場合は、その旨及び理由を記載した板橋区区民葬儀助成金交付取消通知書（別記第6号様式）により、申請者へ通知するものとする。
 - 3 区長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、板橋区区民葬儀助成金返還命令書（別記第7号様式）により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（報告及び調査）

第10条 区長は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けようとする者、区民葬儀を取り扱った事業者又は指定火葬場に対し報告を求め、又は調査することができる。

（委任）

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、特別区の区民葬儀担当部長により協議の上で、別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	位置
町屋斎場	東京都荒川区町屋一丁目23番4号
落合斎場	東京都新宿区上落合三丁目34番12号
代々幡斎場	東京都渋谷区西原二丁目42番1号
四ツ木斎場	東京都葛飾区白鳥二丁目9番1号
桐ヶ谷斎場	東京都品川区西五反田五丁目32番20号
堀ノ内斎場	東京都杉並区梅里一丁目2番27号

受付番号・受付印

板橋区区民葬儀助成金交付申請書兼請求書

板橋区区民葬儀助成金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり区民葬儀助成金の交付を申請します。また、交付決定後は、助成金を下記の口座に振り込むよう請求します。

死亡者	住所						
	フリガナ						
	氏名						
	生年月日	(明治・大正・昭和・平成・令和)	年	月	日		
	死亡年月日		年	月	日		
火葬を執り行った日			年	月	日		
火葬を執り行った火葬場		町屋 ・ 落合 ・ 代々幡 ・ 四ツ木 ・ 桐ヶ谷 ・ 堀ノ内					
助成金申請額		<input type="checkbox"/> 大人 27,000円 <input type="checkbox"/> 小人 15,000円 <input type="checkbox"/> その他 円					

年 月 日

(あて先)板橋区長

私は、他の自治体から火葬料金に係る助成金を受給していないことを誓約いたします。また、本助成金の審査に必要な範囲で、住民基本台帳等の記録を閲覧・照会することに同意します。

私は、他の遺族を代表して申請を行います。他の遺族から助成金の申請権等について主張があった場合には、私の責任で調整を行います。

※代理申請の場合は代理(受任者)の情報を記入ください。

申請者 住所 _____

フリガナ 氏名 _____

あなたは死亡した人からみてどういう関係ですか (_____)

電話番号 _____ (平日、日中の連絡先)

フリガナ											
口座名義											

銀行等	銀行 信金 信組 ()	本店 支店 支所 ()	金融機関 コード				支店コード			預金種別 普通 当座 貯蓄	口座番号			

ゆうちょ銀行	金融機関コード				通帳記号 6桁目がある場合は※欄に記入					通帳番号 右詰めで記入					
	9	9	0	0	1				0	※					

※代理人が受領する場合、代理人の振込口座を記入ください。

この場合、委任状(別記第2号様式)及び代理人の身分証明書の提出が必要です。

委 任 状

(あて先)板橋区長

年 月 日

委任者

氏 名: _____ 電話番号: _____

住 所: _____

私は、下記の者を代理人と定め、板橋区区民葬儀助成金を(申請・受領)[※]する権限を委任します。

(※)委任する権限について、申請、受領の該当項目に○を付けてください。

(※)委任者本人の署名が必要です。

(※)委任状の受任者は必ず個人である必要があります。

受任者

氏 名: _____ 電話番号: _____

住 所: _____

年 月 日
第 号

様

板橋区長

板橋区区民葬儀助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区区民葬儀助成金交付申請について、下記のとおり助成金の交付を決定しましたので、板橋区区民葬儀助成金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

金 _____ 円

※ 注意

- 1 板橋区区民葬儀助成金交付要綱の規定に違反したときは、助成金の交付決定を取り消すことがあります。
- 2 助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、その助成金を返還していただきます。

年 第 号
月 月 日

様

板橋区長

板橋区区民葬儀助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区区民葬儀助成金交付申請について、下記の理由により不交付とすることに決定したので、板橋区区民葬儀助成金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

- 1 死亡者氏名
- 2 死亡年月日
- 3 火葬を行った火葬場
- 4 不交付理由

別紙 第5号様式(第8条関係)

(あて先)板橋区長

板橋区区民葬儀助成金領収書

申請者氏名	
火葬を執り行った火葬場	
火葬を執り行った日	年 月 日
助成金領収額	
死亡者氏名	

上記のとおり板橋区区民葬儀助成金を確かに領収しました。

年 月 日

受領者 住 所

氏 名

電 話 番 号

年 第 号
月 月 日

様

板橋区長

板橋区区民葬儀助成金交付取消通知書

年 月 日付 第 号で通知した板橋区区民葬儀助成金交付決定について、板橋区
区民葬儀助成金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり交付決定を取り消しましたの
で通知します。

記

1 死亡者氏名

2 死亡年月日

3 火葬を行った火葬場

4 交付取消理由

5 交付決定取消金額

円

年 第 号
月 月 日

様

板橋区長

板橋区区民葬儀助成金返還命令書

板橋区区民葬儀助成金交付要綱第7条第1項の規定により、年 月 日付 第 号で交付決定した板橋区区民葬儀助成金について、返還を命ずることを決定したので通知します。

記

1 死亡者氏名

2 死亡年月日

3 火葬を行った火葬場

4 交付決定額

円

5 返還命令額

円

6 返還命令理由

7 納付期限

年 月 日